

宮城県感染症予防計画の概要

第1章 はじめに

【計画の位置づけ】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）」及び国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に基づき、宮城県の感染症対策を総合的かつ計画的に推進するために定めるもの。

【計画期間】

令和元年度から令和5年度

【県の感染症発生動向】

- 法施行（平成11年4月1日）以降、全国を含めて1類感染症の発生はない。
- 2類感染症で発生があるのは結核のみで、全数把握感染症の中で最も多いが、全国と比較して、り患率（人口十万人対の発生数）は低い。
- 3類感染症の腸管出血性大腸菌感染症は全国より高いり患率で推移している。
- 平成30年は腸管出血性大腸菌感染症を除く感染症のり患率は全国を下回っている。
- 年次推移では、全国と同様に、梅毒・風しんが増加傾向にある。
- 海外から由来する麻しんが、平成29年に2件発生している。

【発生動向の課題をふまえた対策の推進】

- 「宮城県結核予防計画」を「宮城県感染症予防計画」に統合し一体的な対策を実施。
- 国が特定感染症として定める感染症は、県でも増加傾向にあるものや、輸入等によりまん延が懸念される感染症であり、発生動向の注視等の対策を推進。
- 全ての感染症のまん延防止のため、特に適切な医療提供体制の整備や人材の育成、正しい知識の普及啓発の推進。
- り患率が全国より高めに推移する腸管出血性大腸菌感染症の対策の推進。

法に基づく感染症類型

感染症類型	疾病名
1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
新型インフルエンザ	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
2類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）
3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
4類	E型肝炎、A型肝炎、つつが虫病、デング熱、ブルセラ症、マラリア、ライム熱、レジオネラ症、レプトスピラ症 等
5類	アメーバ赤痢、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、後天性免疫不全症候群、侵襲性肺炎球菌感染症、梅毒、百日咳、風しん、麻しん 等

平成30年感染症発生状況（県上位三疾患）

疾病名	宮城県		全国
	発生数	り患率（※1）	り患率
結核（※2）	167	7.2	13.3
腸管出血性大腸菌感染症	110	4.7	3.0
梅毒	91	3.9	5.5

※1 感染症発生動向調査に基づく全数把握感染症の発生数

平成29年10月時点推計人口
分母に平成29年推計人口を活用しているため概数である

※2 結核は結核登録者情報に基づく発生数（平成29年確定値）

計画の内容

第2章 感染症対策の推進の基本的な方向

- 普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の推進
- 患者等の人権の尊重と感染症の予防及び治療の両立による社会全体の予防の推進
- 国、市町村、医師会等の関係医療機関等の連携による迅速かつ的確な対応を行うための体制の整備
- 感染症予防のための正しい知識の普及啓発と情報収集・提供体制の整備

第3章 感染症の対策

第1 感染症の発生の予防のための施策

- 感染症の情報収集・分析・公表を中心とした関係機関との連携による食品・環境衛生対策、国内侵入防止対策等の推進
- 市町村との連携による安全かつ適切な予防接種を受けやすい環境の整備

第2 感染症のまん延の防止のための施策

- 患者等の人権を尊重した入院勧告等の対人措置及び消毒等の対物措置の適切な実施
- 感染症が集団発生した場合の関係機関等との連携体制の確保

第3 感染症に係る医療を提供する体制の確保

- 感染症指定医療機関における良質かつ適切な医療の提供による重症化の防止、病原体の感染力の減弱・消失
- 「感染症の患者の搬送の手引き」に基づく感染症患者の移送の安全かつ適切な実施

第4 感染症及び病原体等に関する調査及び研究

- 保健所及び地方衛生研究所と関係部門及び国等関係研究機関の連携による計画的な調査、研究及び人材育成の実施

第5 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

- 地方衛生研究所における検査体制等の充実及び医療機関等への技術的支援等による検査能力の向上

第6 感染症の予防に関する人材の育成

- 感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の育成

第7 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

- 自治体による適切な情報の公表、正しい知識の普及等
- 医師等による患者等への十分な説明と同意に基づいた医療の提供
- 県民による正しい知識の獲得、自らの予防、患者等の人権尊重

第8 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保

- 地方衛生研究所において特定病原体を所持する場合の速やかな届出等の手続き、施設の基準及び保管等の必要な基準の遵守、適切な管理

第9 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供

- 国、市町村や近隣自治体、医療関係機関等との連携による迅速かつ的確な対策の実施
- 県民が感染症予防等の対策を講じるために有益な情報の利便性及び理解のしやすさを考慮した提供

第10 特定感染症予防指針に定められた感染症への対策

【結核】

- 〔成果目標〕 結核り患率人口10万人対5以下
- 〔事業目標〕 直接服薬確認療法（DOTS）実施率95%以上
治療失敗・脱落率5%以下
潜在性結核感染症患者治療完了率85%以上

〔取り組み〕

- ・結核における発生動向調査体制の充実及び強化
- ・り患率の高い者等を対象とした効果的な定期健康診断の実施
- ・関係機関との連携による接触者健康診断の実施
- ・院内感染対策委員会等を中心とした施設（院）内感染の防止
- ・患者等に対する十分な説明に基づく適切な診断・治療の推進
- ・市町村との連携による予防接種を円滑に受けられる環境の整備及び定期接種率95%以上
- ・患者の生活環境に合わせたDOTSを軸とした患者支援
- ・結核に関する知識や標準治療法を含む研究成果の医療現場への普及等の役割を担う人材の育成

【麻しん・風しん】

- ・乳幼児期の定期接種率95%以上
- ・風しんの抗体保有率の低い成人男性の抗体保有率90%以上
- ・感染拡大防止のための医療機関による迅速な届出の推進
- ・保健所による積極的疫学調査の実施、他自治体との情報共有
- ・必要に応じた県民への注意喚起

【エイズ・性感染症】

- ・HIVに感染しながらも気づかずにエイズを発症するいきなりエイズ率の減少
- ・検査体制の整備による早期発見・治療の促進
- ・若い世代等に対する正しい知識の普及啓発
- ・エイズと近年増加傾向にある梅毒の発生動向調査体制の強化

【インフルエンザ】

- ・個々の予防の取り組みに対する積極的な支援
- ・高齢者における重症化予防のための予防接種の推進及びインフルエンザワクチンの正しい知識の普及
- ・高齢者等の高危険群が多く入所する施設内感染防止策の支援
- ・医薬品等の確保による医療提供体制の整備
- ・新型インフルエンザ対策を見据えた健康危機管理体制の強化

【蚊媒介感染症】

- ・蚊媒介感染症の予防方法等に関する普及啓発
- ・蚊の生息に適した場所が存在する大規模公園等での媒介蚊の発生状況の継続的な観測
- ・患者等の発生時における発生動向調査の実施、関係機関との情報共有や県民への注意喚起、積極的疫学調査の実施

第11 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

- 災害発生時における「宮城県地域防災計画」に基づく、医療機関の確保、防疫活動、保健活動等の実施
- 外国人患者発生時における関係機関との連携による感染症防止策の実施及び患者等の不安軽減の実施
- 薬剤耐性（AMR）対策に関する検査の実施及び情報提供
- 全国と比較してり患率の高い腸管出血性大腸菌感染症の対策の推進